

特命随意契約理由書

件 名	河川情報システム総合保守業務（第805号）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	台風等に伴う千代田区内の雨量及び河川水位を測定・監視する河川情報システムの機能を維持するため保守点検を行なう。
選 定 理 由	1 本システム、機器及び設備は、株式会社日本エレクトリック・インスルメント（現 ANEOS 株式会社）が開発、設置したものである。 2 本業務における機器、設備の維持管理で、既設の機器、設備と密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 ANEOS 株式会社 住 所 目黒区中央町1-5-12
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 / 日
※ 契約金額	5,150,200 円（消費税を含む）
契約期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	道路公園課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	公害総合システム保守管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	公害指導事務の台帳、各届出受付及び苦情処理のデータ入力、保存、情報出力までを一元化し、作業の標準化を行う公害総合システムの保守管理業務を行う。
選 定 理 由	1. 開発導入 令和4年度 2. 運用開始 令和5年2月 システムの保守業務については、既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。 以上の理由により下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 富士通 J a p a n 株式会社 住 所 東京都港区東新橋1-5-2 汐留シティセンター
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	831,600 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
担 当 課	環境まちづくり部 環境政策課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	視覚障害者用音声版「広報千代田」の発行業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本事業は、視覚障害のある方に月2回発行する「広報千代田」の音声版を作成・送付し、また、MP3データ等を作成し区HPに掲載することにより、障害者福祉の向上に寄与することを目的とし、視覚障害のある方に区政情報を提供するものである。
選 定 理 由	当該業務は、単に、音声版等の「広報千代田」の作成にとどまらず、障害の有無にかかわらず地域での相互扶助を推進することを含め実施するものであり、地域のボランティア活動を積極的に支援・推進し、ボランティア事業を精力的に展開している必要がある。 また、社会福祉法に基づき地域福祉の推進を図る公共的団体であることを要する。 契約の目的達成、能力その他の複数の条件を満たすことを要し、一つ一つの条件別に満たすものが複数存在するが、区内で全ての条件を満たす者が1者に特定される。 以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 社会福祉法人 千代田区社会福祉協議会 住 所 千代田区九段南1-6-10
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	3,974,322 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
・ 契約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	障害者福祉課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	昇降機等定期検査報告に係る予備審査及びデータ管理等に関する業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	建築基準法第 12 条第 3 項の規定に基づく、昇降機等定期検査報告を円滑かつ効率的に実施するために、報告書の予備審査、データ管理等に関する業務を行なう。
選 定 理 由	昭和 46 年通達「建設省住指発第 918 号・定期報告制度運営要領」に基づき、定期報告制度の予備審査等の体制は整備され、東京都内の昇降機等定期検査報告にあたって、昭和 48 年 10 月に東京都昇降機安全協議会が設立された。当該法人は、都内各特定行政庁の委託を受け、報告書の予備審査、データ管理等の業務を行っている唯一の団体である。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 一般社団法人 東京都昇降機安全協議会 住 所 東京都渋谷区代々木 1-35-4 代々木クリスタルビル 2 階
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 / 日
※ 契約金額	3,471,960 ※総額 契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
担 当 課	環境まちづくり部建築指導課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	障害者コミュニケーション支援事業
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	障害者の日常生活を支援するために、聴覚・音声・言語機能障害者の円滑なコミュニケーションを支援する手話通訳や要約筆記者及び音訳者を千代田区障害者コミュニケーション支援事業実施要綱第6条により委託契約を締結する。
選 定 理 由	本業務は、通称「障害者総合支援法」による地域生活支援事業の一つであるため、契約の目的達成、能力その他の複数の条件を満たすことを要し、一つ一つの条件別に満たすものが複数存在するが、全ての条件を満たす者は特定される。都道府県単位で連携をとって、手話通訳者を派遣できる事業所が限定される。 なおかつ、近隣区で手話通訳と音訳を実施している事業所を有している事業者が限定される。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 特定非営利活動法人 ホープ 住 所 千代田区富士見2-3-7
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 / 日
※ 契約金額	※単価 2,182,000 円 (消費税を含む) ※印のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	障害者福祉課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	障害者コミュニケーション支援事業
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	障害者の日常生活を支援するために、聴覚・音声・言語機能障害者の円滑なコミュニケーションを支援する手話通訳や要約筆記者及び音訳者を千代田区障害者コミュニケーション支援事業実施要綱第6条により委託契約を締結する。
選 定 理 由	本業務は、通称「障害者総合支援法」による地域生活支援事業の一つであるため、契約の目的達成、能力その他の複数の条件を満たすことを要し、一つ一つの条件別に満たすものが複数存在するが、全ての条件を満たす者は特定される。都道府県単位で連携をとって、手話通訳者を派遣できる事業所が限定される。 なおかつ、都内で手話通訳と音訳を実施している事業所を有している事業者が限定される。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 社会福祉法人 東京聴覚障害者福祉事業協会 住 所 青梅市長淵5-1420-2
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	※ 単価 2,182,000 円 (消費税を含む) ※ 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	障害者福祉課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区スマート窓口実証実験
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	異動受付支援システムの運用保守業務を実施するとともに、稼働状況等を考察し、事務効率化に向けた分析業務を実施する。
選 定 理 由	① 導入時期 令和4年7月21日 ② 継続年数 1年 ③ 評価 業務成績評価表より、良好 本システムを利用するには下記事業者と利用契約をする必要がある。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 電算 住 所 長野県長野市鶴賀七瀬中町 276-6
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 / 日
※ 契約金額	3,210,240 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで
担 当 課	政策経営部 IT推進課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区施設保全情報管理システム運用保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区施設保全情報管理システムの保守を委託する
選定理由	1. プロポーザル年度 平成 26 年度 (平成 26 年 8 月 28 日、26 千政施経発 0206) 2. 対象 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要項第 8 条 4 号 3. 継続 9 年 4. 評価 良好のため 5. 更新 平成 30 年 11 月 15 日付 千指業委第 10 号「指名業者選定委員会」において平成 31 年度以降 5 年間の契約延長を承認されており、承認後、令和 5 年度で継続 5 年目となるが、令和 4 年度の業務成績は良好なため、令和 5 年度も下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 ケー・デー・シー 住 所 東京都港区虎ノ門 4-2-12
※契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※契約金額	2,145,000 円 (消費税を含む)
契約期間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
担当課	政策経営部施設経営課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	全国瞬時警報システム（J－A L E R T）自動起動装置更新業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	全国瞬時警報システム（以下「J－A L E R T」という。）に接続している自動起動装置の経年劣化に対応するため、当該機器の更新を行うとともに、既存のJ－A L E R T受信機及び防災行政無線システムと連動させるために必要な設定等を行う。
選 定 理 由	J－A L E R T関連機器を始めとした防災行政無線機器類は、ハード、ソフトの総合的な運用管理が前提となる。本件の機器は、既存の防災行政無線システムと密接不可分の関係にあり、当該システム及び機器の納入者以外に更新・設定等を行わせると、既存の防災無線の運用に著しい支障が生じる恐れがある。 以上の理由により、防災行政無線システム及び機器の納入業者である下記業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名 称 田中電気株式会社 住 所 千代田区外神田1－15－13
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2,596,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	政策経営部災害対策・危機管理課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているもので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

299

件 名	○ J T 推進研修の実施業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	新規採用職員を対象に、管理者・係長・直接指導にあたる先輩職員（以下「チューター」という。）それぞれの役割に応じた、人を育てる組織風土の醸成と、職場全体での計画的・継続的な育成体制づくりを支援する業務。その具体的な手法として、チューター自身のマネジメント能力の向上やモチベーションアップを図るとともに、各管理者が○ J T 推進者としての役割と職場全体でのバックアップ体制整備者を認識させる研修である。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和 3 年度 (令和 4 年 1 月 13 日付 3 千政人事発第 1662 号 令和 4 年度開始) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条 6 号 3. 継続年数 1 年 4. 評価 良好な業務成績のため 継続 2 年目であり業務成績は良好なため、引き続き令和 5 年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：ダンス人材教育研究所 住 所：東京都三鷹市下連雀 7-12-21
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	3,834,325 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日
担 当 課	政策経営部人事課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	こころの健康サポート事業
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	職員のメンタルヘルス対策としてカウンセリング、ストレスチェック等を実施する。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和2年度 (令和3年1月29日付2千政人事発1569号 令和3年度開始) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条6号 3. 継続年数 2年 4. 評価 良好な業務成績のため 継続3年目であり、業務成績は良好なため、引き続き令和5年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社ジャパンイーエーピーシステムズ 住 所 新宿区高田馬場4-3-7
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	9,537,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
担 当 課	人事課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

291

特命随意契約理由書

件 名	花小金井運動施設管理受付業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	小平市に設置されている花小金井運動施設管理受付等業務
選 定 理 由	本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。 さらに、下記法人は、法第 37 条第 1 項による小平市指定の団体であり、高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。 以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 公益社団法人 小平市シルバー人材センター 住 所 〒187-0031 東京都小平市小川東町4-2-1 小平元気村おがわ東内
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	5,192,880 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	生涯学習・スポーツ課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

478

件 名	環境配慮方針に基づく公共施設の電気需給 (神田さくら館外10施設)
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品： <u>物品</u> ・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区地球温暖化対策第4次実行計画に掲げる目標を達成するため、CO ₂ 排出量を最大限削減可能な電力事業者から電力の供給を受ける。
選 定 理 由	電力の調達にあたっては、「千代田区における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した電力調達の推進に関する方針」第6条第1項第2号に基づき事業者を選定する。 環境省・経済産業省が公表した「電気事業者別排出係数」の低い事業者のうち、区の電力使用見込量を満たす電力供給が可能であり、予算の範囲内の価格で供給できる事業者は、下記事業者のみである。 以上のことから、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：出光グリーンパワー株式会社 住 所：東京都千代田区大手町一丁目2番1号
※ 契約年月日	令和5年4月1日
※ 契約金額	381,012,000円（消費税を含む） ※単価契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
担 当 課	子ども部 子ども施設課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

478

件 名	環境配慮方針に基づく公共施設の電気需給 (神田保育園 (淡路にこここフォーユープラザ))
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区地球温暖化対策第4次実行計画に掲げる目標を達成するため、CO ₂ 排出量を最大限削減可能な電力事業者から電力の供給を受ける。
選 定 理 由	電力の調達にあたっては、「千代田区における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した電力調達の推進に関する方針」第6条第1項第2号に基づき事業者を選定する。 環境省・経済産業省が公表した「電気事業者別排出係数」の低い事業者のうち、区の電力使用見込量を満たす電力供給が可能であり、予算の範囲内の価格で供給できる事業者は、下記事業者のみである。 以上のことから、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：出光グリーンパワー株式会社 住 所：東京都千代田区大手町一丁目2番1号
※ 契約年月日	令和5年4月1日
※ 契約金額	13,200,000円 (消費税を含む) ※単価契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
担 当 課	保健福祉部 高齢介護課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

478

件 名	環境配慮方針に基づく公共施設の電気需給 (西神田コスモス館 (住宅共有部分))
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品： <u>物品</u> ・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区地球温暖化対策第 4 次実行計画に掲げる目標を達成するため、CO ₂ 排出量を最大限削減可能な電力事業者から電力の供給を受ける。
選 定 理 由	電力の調達にあたっては、「千代田区における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した電力調達の推進に関する方針」第 6 条第 1 項第 2 号に基づき事業者を選定する。 環境省・経済産業省が公表した「電気事業者別排出係数」の低い事業者のうち、区の電力使用見込量を満たす電力供給が可能であり、予算の範囲内の価格で供給できる事業者は、下記事業者のみである。 以上のことから、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：出光グリーンパワー株式会社 住 所：東京都千代田区大手町一丁目 2 番 1 号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	6,250,000 円 (消費税を含む) ※単価契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで
担 当 課	環境まちづくり部住宅課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

478

件 名	環境配慮方針に基づく公共施設の電気需給（麴町二丁目公共施設：麴町出張所・区民館）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区地球温暖化対策第 4 次実行計画に掲げる目標を達成するため、CO ₂ 排出量を最大限削減可能な電力事業者から電力の供給を受ける。
選 定 理 由	電力の調達にあたっては、「千代田区における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した電力調達の推進に関する方針」第 6 条第 1 項第 2 号に基づき事業者を選定する。 環境省・経済産業省が公表した「電気事業者別排出係数」の低い事業者のうち、区の電力使用見込量を満たす電力供給が可能であり、予算の範囲内の価格で供給できる事業者は、下記事業者のみである。 以上のことから、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：出光グリーンパワー株式会社 住 所：東京都千代田区大手町一丁目 2 番 1 号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	7, 3 8 1, 0 0 0 円（消費税を含む） ※単価契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで
担 当 課	麴町出張所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

478

件 名	環境配慮方針に基づく公共施設の電気需給 (神田公園出張所・区民間)
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区地球温暖化対策第4次実行計画に掲げる目標を達成するため、CO ₂ 排出量を最大限削減可能な電力事業者から電力の供給を受ける。
選 定 理 由	電力の調達にあたっては、「千代田区における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した電力調達の推進に関する方針」第6条第1項第2号に基づき事業者を選定する。 環境省・経済産業省が公表した「電気事業者別排出係数」の低い事業者のうち、区の電力使用見込量を満たす電力供給が可能であり、予算の範囲内の価格で供給できる事業者は、下記事業者のみである。 以上のことから、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：出光グリーンパワー株式会社 住 所：東京都千代田区大手町一丁目2番1号
※ 契約年月日	令和5年4月1日
※ 契約金額	5,871,800円(消費税を含む) ※単価契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
担 当 課	神田公園出張所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

478

件 名	環境配慮方針に基づく公共施設の電気需給（神保町出張所・区民館）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区地球温暖化対策第 4 次実行計画に掲げる目標を達成するため、CO ₂ 排出量を最大限削減可能な電力事業者から電力の供給を受ける。
選 定 理 由	電力の調達にあたっては、「千代田区における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した電力調達の推進に関する方針」第 6 条第 1 項第 2 号に基づき事業者を選定する。 環境省・経済産業省が公表した「電気事業者別排出係数」の低い事業者のうち、区の電力使用見込量を満たす電力供給が可能であり、予算の範囲内の価格で供給できる事業者は、下記事業者のみである。 以上のことから、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：出光グリーンパワー株式会社 住 所：東京都千代田区大手町一丁目 2 番 1 号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	6,717,000 円（消費税を含む） ※単価契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで
担 当 課	千代田区役所 地域振興部 神保町出張所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

478

件 名	環境配慮方針に基づく公共施設の電気需給（千代田保健所）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区地球温暖化対策第4次実行計画に掲げる目標を達成するため、CO ₂ 排出量を最大限削減可能な電力事業者から電力の供給を受ける。
選 定 理 由	電力の調達にあたっては、「千代田区における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した電力調達の推進に関する方針」第6条第1項第2号に基づき事業者を選定する。 環境省・経済産業省が公表した「電気事業者別排出係数」の低い事業者のうち、区の電力使用見込量を満たす電力供給が可能であり、予算の範囲内の価格で供給できる事業者は、下記事業者のみである。 以上のことから、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：出光グリーンパワー株式会社 住 所：東京都千代田区大手町一丁目2番1号
※ 契約年月日	令和5年4月1日
※ 契約金額	11,088,000円（消費税を含む） ※単価契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
担 当 課	保健福祉部 地域保健課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

478

件 名	環境配慮方針に基づく公共施設の電気需給（富士見出張所・区民館）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品： <u>物品</u> ・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区地球温暖化対策第4次実行計画に掲げる目標を達成するため、CO ₂ 排出量を最大限削減可能な電力事業者から電力の供給を受ける。
選 定 理 由	電力の調達にあたっては、「千代田区における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した電力調達の推進に関する方針」第6条第1項第2号に基づき事業者を選定する。 環境省・経済産業省が公表した「電気事業者別排出係数」の低い事業者のうち、区の電力使用見込量を満たす電力供給が可能であり、予算の範囲内の価格で供給できる事業者は、下記事業者のみである。 以上のことから、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：出光グリーンパワー株式会社 住 所：東京都千代田区大手町一丁目2番1号
※ 契約年月日	令和5年4月1日
※ 契約金額	2,904,000円（消費税を含む） ※単価契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
担 当 課	地域振興部 富士見出張所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

478

件 名	環境配慮方針に基づく公共施設の電気需給（旧万世橋出張所・区民会館）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品： 物品 ・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区地球温暖化対策第 4 次実行計画に掲げる目標を達成するため、CO ₂ 排出量を最大限削減可能な電力事業者から電力の供給を受ける。
選 定 理 由	電力の調達にあたっては、「千代田区における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した電力調達の推進に関する方針」第 6 条第 1 項第 2 号に基づき事業者を選定する。 環境省・経済産業省が公表した「電気事業者別排出係数」の低い事業者のうち、区の電力使用見込量を満たす電力供給が可能であり、予算の範囲内の価格で供給できる事業者は、下記事業者のみである。 以上のことから、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：出光グリーンパワー株式会社 住 所：東京都千代田区大手町一丁目 2 番 1 号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1, 9 4 6, 0 0 0 円（消費税を含む） ※単価契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで
担 当 課	地域振興部安全生活課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

478

件 名	環境配慮方針に基づく公共施設の電気需給 (和泉橋出張所・区民館)
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区地球温暖化対策第 4 次実行計画に掲げる目標を達成するため、CO ₂ 排出量を最大限削減可能な電力事業者から電力の供給を受ける。
選 定 理 由	電力の調達にあたっては、「千代田区における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した電力調達の推進に関する方針」第 6 条第 1 項第 2 号に基づき事業者を選定する。 環境省・経済産業省が公表した「電気事業者別排出係数」の低い事業者のうち、区の電力使用見込量を満たす電力供給が可能であり、予算の範囲内の価格で供給できる事業者は、下記事業者のみである。 以上のことから、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：出光グリーンパワー株式会社 住 所：東京都千代田区大手町一丁目 2 番 1 号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2, 9 1 7, 2 0 0 円 (消費税を含む) ※単価契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで
担 当 課	千代田区役所 和泉橋出張所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	広報効果測定業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	広報効果測定業務を委託し、経費を支出する。千代田区の事業、施設等に関する報道の露出状況を把握するため、テレビ番組や新聞・雑誌、ウェブサイト、SNS 等の露出状況を調査し、広告換算額やリーチ数等を測定することで、当区の PR 効果を図る。
選 定 理 由	当案件について、令和 5 年 3 月 1 日に見積競争を行ったが、応札者がなく、不調返戻された。そこで、下記業者と交渉したところ、価格、条件を変更せず本案件を請け負えることとなったため、契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 ビルコム株式会社 住 所 東京都港区六本木 6-2-31 六本木ヒルズノースタワー 11F
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2,857,800 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
担 当 課	広報広聴課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

310

件 名	三崎町中継所管理運営業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	三崎町中継所は、千代田、台東、文京区の不燃ごみを搬送するための船舶中継施設であり、不燃ごみを日曜日、年末年始を除いて毎日受け入れている。 不燃ごみの受入業務、中央モニター監視、ホッパー業務（搬入車誘導・搬入口整理）、プラント設備（コンベア2基・シュート2基・ターンテーブル2基・計重装置2基）の保守点検（毎月実施）及び関係法令等に基づく官公署等への届出手続き等を行う。
選 定 理 由	(1) 本業務で、いずれも下記事業者とのグループ会社である新明和工業株式会社が設計・製作したものであり、下記事業者はその保守点検の専門会社である。 (2) ごみ中継施設に設置した設備機器の維持管理であり、特殊な技術を用いて設計・施工した施設・設備の保守点検業務であるため、同施設の運転管理部門でなければ役務を提供することができない。 なお、下記事業者は、令和4年度中の管理業務の履行状況が良いことから、契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名 称： 新明和ウエステック株式会社 住 所： 兵庫県宝塚市新明和町1-1
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	39,600,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
担 当 課	環境まちづくり部 千代田清掃事務所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	子ども在宅サービス事業（子どもショートステイ・乳児院）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> ・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	保護者が、出産・疾病等により児童を自宅で養育することが困難になった場合、当該児童を千代田区子どもショートステイ事業実施要綱第2条により、児童福祉法第37条に規定する乳児院において24時間体制で短期間継続して預かり養育することにより、区民の子育て支援を行い、児童福祉の向上を図る。
選 定 理 由	本事業は平成24年度から事業を開始したものである。 実施に当たっては、①365日通年の24時間体制で短期間継続して預かり養育可能な施設であること。②近距離で0歳からの乳幼児を専門に保育する施設であること。などが求められ、下記法人が千代田区に一番近い唯一の施設である。 契約の目的達成、能力その他の複数の条件を満たすことを要し、一つ一つの条件別に満たすものが複数存在するが、近隣区で全ての条件を満たす者が1者に特定されるものである。また、前年度の業務成績は良好である。 以上の理由により下記法人を契約相手に指定する。
契約の相手方	名 称 社会福祉法人 二葉保育園 二葉乳児院 住 所 新宿区南元町四番地
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	5,374,242 ※ 総価 <u>総額</u> 契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	児童・家庭支援センター
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	出勤確認用 IC カードリーダー等の保守
種 類	委託
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	出勤簿の電子化に伴い、職員の出勤記録は IC カードを利用した所定の操作によって行い、その情報をもとに職員の勤務状況等にかかる事務を処理している。 当該事務を正常かつ安定的に稼働させるため、IC カードリーダー等の保守を委託する。
選 定 理 由	出勤確認用 IC カードリーダー機器は、下記事業者が平成 19 年度に設置したものである。本保守業務については、既設の人事情報総合システム機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。 令和 4 年度の業務成績は良好なため、引き続き令和 5 年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 アマノ株式会社 住 所 〒112-0004 文京区後楽 1-7-27 後楽鹿島ビル 3 階
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,356,960 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日
担 当 課	政策経営部人事課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

280

件 名	人材情報システムの保守
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	人材情報システムのアプリケーションパッケージ等のソフトウェアについて安定的かつ正常な稼動を可能とする体制を全庁に提供し、予期せぬ障害や災害等の対応を行う。
選 定 理 由	人材情報システムの保守業務については、同事業者によりIT推進課内の仮想サーバ上に構築した情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になる。また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。 令和4年度の業務成績は良好なため、引き続き令和5年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	会社名：コムコ株式会社 所在地：文京区湯島3-24-11 湯島北東ビル
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,188,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	政策経営部人事課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田会館 8 階事務室清掃業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他（ ）
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田会館 8 階事務室（千代田区専有部）の執務環境維持のため、 清掃業務を実施する。
選 定 理 由	千代田会館 8 階事務室の清掃業務については、賃貸借契約書及び千 代田会館使用細則の諸規定に基づき、同会館の所有者である株式会社 千代田会館が指定する業者に請け負わせることとしている。 以上の理由より、株式会社千代田会館を契約の相手方として指名す る。
契約の相手方	名 称 株式会社千代田会館 住 所 千代田区九段南一丁目 6 番 17 号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	6,674,800 円（消費税を含む）
契約期間	※ 総金額 契約のため、契約金額は支出限度額 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
担 当 課	政策経営部 施設経営課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区地域防災計画修正支援及び避難所施設調査業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	・地域防災計画修正支援業務 ・避難所施設調査業務
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和4年度 (令和4年12月7日付4千政災危発第360号 令和5年度開始) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条6号 3. 継続年度 初年度 4. プロポーザルによって選定された下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称： 株式会社エイト日本技術開発 住 所： 東京都中野区本町五丁目33番11号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 10 日
※ 契約金額	14,267,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで
担 当 課	政策経営部 災害対策・危機管理課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田清掃事務所清掃車整備業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
概 要	千代田清掃事務所で所有・賃借する直営清掃車両を維持管理するため、必要となる定期点検整備・法定点検整備・車検・緊急時対応等の業務を委託する。
選 定 理 由	1. 本業務委託に必要な条件 (1) 清掃車両は東京二十三区清掃協議会「作業用自動車の架装基準等を定める要綱」に基づき、「廃棄物を収集運搬する作業用自動車の架装基準等」が定められており、本内容について精通していること。 (2) 車体と架装における点検整備を同時に行えること。 (3) 全ての架装メーカーの点検整備ができ、架装の点検整備の信頼性を確保するため、各架装メーカーの指定サービス工場等に認定されていること。 (4) 業務中に発生する車両故障や事故等の緊急時における体制が整っているとともに、緊急性に対応できるため、都内に整備工場を有していること。 2. 指定理由 下記事業者は、二十三区自動車整備協力会会員であることから、二十三区の清掃車両整備技術情報を絶えず収集しており、「架装基準等」に精通している。 また、区での使用が想定される車両にかかる全ての架装メーカー（3者）の指定サービス工場等に認定されているとともに、車体及び架装における点検整備が同時に行える。 本契約の目的を達成するためには、上記の複数の条件を満たすことが必要であるが、個々の条件についてはそれを満たす者が複数存在するものの、全ての条件を満たす者は当該1者に特定される。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する
契約の相手方	名 称 東輝自動車株式会社 住 所 東京都江戸川区篠崎町五丁目10番20号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	6,345,316 円（消費税を含む）
契約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	環境まちづくり部千代田清掃事務所（飯田橋車庫）
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田保健所中和排水処理設備保守点検業務
種 類	工 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品:物品・ <u>委託</u> ・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田保健所庁舎内の設備管理
選 定 理 由	下記業者は、保健所排水の水質、水量及び排出サイクルに基づいて本件装置を設計・施工した業者である。 当該機器には、水質のpH 値を一定にするための調整用ソフトが組み込まれている。このソフトの調整は、保守点検の時に行うことになるが、調整のノウハウは設計施工業者である下記業者以外には有しておらず、設計施工業者にしかできない業務である。 また、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できない。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 アーパス技研工業株式会社 住 所 中央区日本橋小舟町4-4 アーパス第1ビル
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,016,400 円(消費税を含む)
契約期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	保健福祉部 地域保健課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

354

件 名	東京23区廃棄物情報管理システム機器の保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	東京23区共通のデータベースシステムである、廃棄物情報管理システム機器とシステムの保守管理業務
選 定 理 由	東京23区廃棄物情報管理システムは平成22年度に導入したもので、東京二十三区清掃一部事務組合が日本電気株式会社(NEC)に委託して開発を行い、各区・各清掃事務所、清掃工場等をネットワークで結んでいる。 システム機器はNEC社の製品であり、機器及び経費についても千代田区を含む23区で構成された、東京23区廃棄物情報管理システム推進委員会にて決定している。 責任区分の明確化や、故障発生時の原因究明・故障修理など、円滑な対処等を確保するため、導入以来、当該システムと密接不可分の関係にある日本電気株式会社を契約の相手方としてきた。 ただし、別紙通知のとおり令和5年度以降、日本電気株式会社からNEC関連の他事業者へ事業移管されることとなったため、上記目的を果たすためには、指定の事業移管先を契約の相手方とすることが、最も望ましいと考える。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 NECプラットフォーム株式会社 東京支社 住 所 東京都千代田区神田司町2丁目3番
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 日
※ 契約金額	1,408,704 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
担 当 課	環境まちづくり部 千代田清掃事務所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれてい

ます。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	道路予備修正設計業務（二七通り西）（第 309 号）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	二七通り西地区における道路設計を行うもので、令和 4 年度に下記業者が受託した「測量及び道路予備設計業務（二七通り西）（第 321 号）」に基づき、修正設計を行うものである。
選 定 理 由	本件は、既設計と密接不可分の関係にあり、設計条件が極めて高度かつ複雑なため同一受託者以外の場合、一体的な設計ができなくなるなど著しい支障があるものである。また、下記業者は令和 4 年度に契約した「測量及び道路予備設計業務（二七通り西）（第 321 号）」の受託者であり、測量及び道路設計等で培った知識や現場状況等に熟知・精通している。さらに、関係機関や地元関係者等との協議を継続的に行っていることから、履行期間の短縮・業務品質や経費面で有利である。なお、令和 4 年度の業務成績は良好である。 したがって、入札に付すことが不利と認められるため、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社建設エンジニアリング 住 所 東京都千代田区神田佐久間町三丁目 15 番地
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	5,391,100 円（消費税を含む）
契約期間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日
担 当 課	環境まちづくり部道路公園課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	特色ある教育活動事業「キャリア教育（探求学習プログラム）」の実施
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ 委託 その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	児童のキャリアプランニング能力を育成するとともに、教職員自身が児童に対し「探求学習プログラム」を通したキャリア教育を行えるように支援を行う「キャリア教育（探求学習プログラム）」の実施を委託する。
選 定 理 由	「探求学習プログラム」は、下記業者にて学校でのキャリア教育の実施にあたり、学校へ講師を派遣し、様々なワークショップを通して児童のキャリアプランニング能力を育成することを目的としたプログラムである。 下記業者は、現在 20 校以上、年間延べ 3000 名の学生に対して「探求学習プログラム」を実施している実績ある団体である。 下記業者では、数多くの実績があることから、教職員に対する支援が充実しており、教材の提供だけでなく、専門の講師を派遣したうえで、教職員ごとのキャリア教育指導に関する相談業務、教職員の指導力強化のための指導・助言を行うことが可能であり、本事業の目的とする教職員に対して、今後、教職員自身が児童に対し「探求学習プログラム」を通したキャリア教育を行えるように支援を行うことができる事業者である。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 ミエタ 住 所 東京都千代田区丸の内 1-11-1 パシフィックセンチュリープレイス 13 階
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	3,600,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和 6 年 3 月 31 日
担 当 課	千代田区教育委員会事務局子ども部指導課

根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
---------	-----------------------

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	日よけ設備の設置業務（麹町保育園）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	子ども施設に日よけ設備を設置することで、熱中症予防及び夏季の暑熱対策を実施する。
選 定 理 由	本業務は、令和3年度に実施した「日よけ設備設置業務」において製作した日よけ設備を保育園に所定の期間設置するものである。令和4年度業務においても下記業者が受託者であり、製作した日よけ設備を所有しているため本業務を実施できる唯一の業者である。 以上の理由により下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社ロスフィー 東京支店 住 所 東京都八王子市八日町 3-1-1201
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	605,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和5年11月30日
担 当 課	子ども部 子ども支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

511

件 名	日経テレコン21使用料
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	新聞や雑誌をはじめとした500以上の情報源、140万社超の企業情報などのデータベース検索が可能なwebサービスを利用し、スムーズな情報収集を行う。
選 定 理 由	本サービスにおいて、新聞・雑誌・白書等記事検索機能、東京商工リサーチ（企業情報、財務情報）、帝国データバンク等企業データベース機能の複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが数者存在するが、全ての条件を満たすものが1者に特定されるものである。 以上のことから、下記の事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 日経メディアマーケティング株式会社 住 所 東京都千代田区大手町1-3-7
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	228,795 円（消費税を含む） ※総価額 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	区議会事務局
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

511

件 名	日経テレコン 21 の利用
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	新聞や雑誌をはじめとした 500 以上の情報源、150 万社超の企業情報などのデータベース検索が可能な web サービスを利用し、スムーズな情報収集を行う。
選 定 理 由	本サービスにおいて、新聞・雑誌・白書等記事検索機能、東京商工リサーチ（企業情報、財務情報）、帝国データバンク等企業データベース機能の複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが数者存在するが、全ての条件を満たすものが 1 者に特定されるものである。 以上のことから、下記の事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 日経メディアマーケティング株式会社 住 所 千代田区大手町 1-3-7
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 / 日
※ 契約金額	212,968 ※総価単価 契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契約 期 間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
担 当 課	政策経営部広報広聴課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているもので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	日経テレコン 21 の利用
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	新聞や雑誌をはじめとした 500 以上の情報源、150 万社超の企業情報などのデータベース検索が可能な web サービスを利用し、スムーズな情報収集を行う。
選 定 理 由	本サービスにおいて、新聞・雑誌・白書等記事検索機能、東京商工リサーチ（企業情報、財務情報）、帝国データバンク等企業データベース機能の複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが数者存在するが、全ての条件を満たすものが 1 者に特定されるものである。 以上のことから、下記の事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 日経メディアマーケティング株式会社 住 所 千代田区大手町 1-3-7
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	256,080 ※ 総価額契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
担 当 課	政策経営部契約課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

301

件 名	箱根移動教室実施に伴う宿泊施設の借上げ等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	箱根移動教室実施にあたって、宿泊施設を借上げるとともに賄い業務の提供を受ける。
選 定 理 由	平成24年1月11日実施の校長会で、小学校6年生の移動教室の実施場所は仙石原～湖尻方面にあり、学校利用による全館貸切可能で以下の①～④の条件を満たす施設がよいということになった。 ① 150名以上宿泊可能な施設であること。 ② 大型バスの駐車スペースが確保できること。 ③ レク等を実施できる設備（広間等）を2箇所以上提供できること。 ④ 貸切が可能であること。 この条件を満たす施設を探した結果、該当するのは「小田急箱根レイクホテル」のみであり、移動教室事業の継続性から、当該施設の指定代理店である下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 小田急電鉄株式会社 観光事業開発部 住 所 渋谷区代々木2-18-12
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	12,944,680 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	契約締結日の翌日 ～ 令和5年6月9日
担 当 課	子ども部学務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

293

件 名	飯田橋車庫車庫棟排水処理設備保守点検業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	飯田橋車庫車庫棟排水処理槽において、1ヶ月に2回、技術者による機械、電気設備等の処理能力管理を実施する。 また、水質管理、薬剤等の補給業務を実施する。
選 定 理 由	下記業者は、飯田橋車庫の車庫棟給排水処理設備を製造、設置した業者であり、専門的な知識と経験（MLSS濃度を高く維持するには、排水の流入状況・水温の変動・汚泥発生状況等を観察し、攪拌空気量や循環汚泥を適切に調整する専門的な技術が必要である）を有し、機器の構造にも熟知しているため、適切な維持管理が可能である。また、機器、設備等の維持管理（運転、保守、監視、運用支援等を含む）は、既設の機器、設備等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できない。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。 ※ MLSS (Mixed liquor suspended solid) 活性汚泥法における曝気槽内の活性汚泥量をmg/リットルで表し、活性汚泥浮遊物質と言う。曝気槽の浄化能力を維持するために、量を適正に保つ必要があるもので、通常、3000～6000mg/リットルで管理されている。
契約の相手方	名 称 株式会社日本プラント建設 住 所 江東区高橋13番15号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2,640,000 円 (消費税を含む)
契約期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	環境まちづくり部千代田清掃事務所（飯田橋車庫）
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	保育園入園選考システム運用保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託・その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	保育園入園選考システムが正常に稼働するよう、運用と保守を行う。
選 定 理 由	システム導入年度 令和2年度 保育園入園選考システムは、下記事業者が、開発したものである。 保育園入園選考システムに関する保守・運用サポート業務であり、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理など対処が困難になる等、業務の履行を達成できないものである。 以上の理由より、下記業者を契約相手方に指定することとする。
契約の相手方	名 称 株式会社両備システムズ 住 所 岡山県岡山市南区豊成二丁目7番16号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,452,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
担 当 課	子ども部 子ども支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区議会議員選挙における啓発チラシ及び選挙公報各戸配布業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	「啓発チラシ」及び「選挙公報」を区内の一部地域を除く全世帯にポスティングにより配布する作業。
選 定 理 由	本件は、「啓発チラシ」及び「選挙公報」を住所ではなく、建物を見て、個人宅に届けるという作業である。しかしながら、「当区はビルが多く、ビルの最上階にオーナーが住んでいるが見た目からは住居に見えないもの」や「ポストを設置しておらず指示された場所に置く」など、特別な事情が多く発生し、全世帯に届けるには、ノウハウの蓄積と継承が重要となる。 「啓発チラシ」は千代田区議会議員選挙にかかる重要な選挙啓発の一環として配布するものであり、選挙人の世帯に対し漏れなく配布することが求められる。 また、千代田区議会議員選挙における「選挙公報」の配布は、条例で定める必須の業務であり、告示日から選挙前日までの短い期間で迅速に、かつ漏れなく選挙人の世帯に届ける必要がある。 下記事業者は、本業務を令和4年度に受託しており、短期間に迅速かつ漏れなく配布が可能である。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 トーカンエクスプレス 住 所 新宿区西新宿 7-23-1 TS ビル 3F
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,233,540 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額 令和5年4月1日～令和5年4月30日
担 当 課	選挙管理委員会事務局
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	I P 無線機の賃貸借 (再リース)
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	災害発生時に総括班、機動班が情報連絡用として使用する I P 無線機の賃貸借契約
選 定 理 由	1. 導入 平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 (令和 5 年) 3 月 31 日までの長期継続契約、今年度末に契約満了に伴う再リースを行う。 2. 現在使用している機器は 5 年リースを条件として平成 30 年に導入したものであるが、賃借期間を 1 年延長しても使用に耐えられることが見込まれており、再リース契約を締結する。 3 再リースでは動産総合保険は付与されないこととなるが、リース金額は当初額の約 7 割となるため、費用対効果の観点において妥当であり、経費節減が確保でき、有利と認められる。 上記の理由により、下記の業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 みずほ東芝リース株式会社 住 所 東京都港区虎ノ門 1-2-6 みずほリースビル 3F
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	771,408 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 5 年 4 月 1 日 ~ 令和 6 年 3 月 31 日
担 当 課	災害対策・危機管理課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	マイナンバーカード交付予約システム運用保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	マイナンバーカード交付予約システムの円滑な運用および安定的な稼働維持のため、当該システムの運用保守業務を実施する。
選 定 理 由	本システムは下記業者が当区仕様にシステムをカスタマイズしており運用保守業務を実施している。本システムの運用保守業務については既設のシステムと密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任が不明確になるほか、故障時の原因究明、故障修理などが困難になるなど、業務の履行が達成出来ない。 以上の理由により下記の業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 デロイトトーマツコンサルティング合同会社 所在地 東京都千代田区丸の内三丁目2番3号 丸の内二重橋ビルディング
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	6,390,146 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	地域振興部総合窓口課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているもので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。